

インスティテューショナル・リサーチ室規程

(令和3年12月6日施行)

学校法人河崎学園

平成 29 年 3 月 27 日

法人規程第 19 号

(設置)

第 1 条 学校法人河崎学園（以下「法人」という。）及び法人が設置する大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）（以下「法人等」という。）における内外の情報を収集・分析し、内外に対して必要な情報を提供するため、法人にインスティテューショナル・リサーチ室（以下「IR 室」）を設置する。

(業務)

第 2 条 IR 室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人等の事業に関する情報（学修時間・教育の成果等に関する情報を含む）の収集・分析
- (2) 法人等の意思決定等の支援に関する情報の収集・分析
- (3) データベースを利用した情報収集及び当該データベースの整備
- (4) 自己点検・評価等に必要な情報の提供
- (5) 官公庁等への資料作成及び内外への情報提供の支援
- (6) その他、IR の推進に関すること

(組織)

第 3 条 IR 室は、次に掲げる構成員をもって組織し、各専攻の教員 1 名以上を含むものとする。

- (1) 室長
- (2) 室員 5 名程度
- (3) 専門職員

2 室長は、本学の教員のうちから学長の推薦に基づき、理事長が指名する。

3 室員は、法人及び本学の職員のうちから学長の推薦に基づき、理事長が指名する。

4 室長及び室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中に交代又は欠員が生じた場合は、後任者を前項までの規定に基づき理事長が指名し、任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第4条 IR室の運営については、IR室運営委員会（以下「委員会」という。）において行う。委員会の組織は第3条に掲げる構成員を充て、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- 2 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。
- 3 委員長は会議を収集し、議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ委員長の了承を得て、当該委員が所属する専攻又は部局から代理者を出席させることができる。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 緊急を要する事案又は会議において協議する必要がないと認められる事案については、委員に持ち回り、議決することができる。

(定期的な研修の受講)

第5条 IR室の専門職員は、IR機能の強化のための研修を毎年度1回以上受講することとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月28日法人規程第1号）

この規程は、平成30年5月28日から施行する。

附 則（令和3年12月6日法人規程第8号）

この規程は、令和3年12月6日から施行する。